五　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する病院又は診療所（精神病床を有するもの又は同法第八条若しくは医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第四条の二の規定により精神科若しくは心療内科を担当診療科名として届け出ているものに限る。）
六　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神保健福祉センター
七・八　（略）
九　知的障害者福祉法に規定する知的障害者更生相談所（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）
十　（略）
十一　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）に規定する地域包括支援センター（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）
十二　（略）
十三　発達障害者支援法に規定する発達障害者支援センター（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）
十四　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助又は共同生活援助を行うものに限る。）、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は基幹相談支援センター（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）
十五　（略）
（精神保健福祉士試験の科目）
第五条　精神保健福祉士試験の科目は、次のとおりとする。
一　医学概論
二　心理学と心理的支援
三　社会学と社会システム
四　社会福祉の原理と政策
五　地域福祉と包括的支援体制
六　社会保障
七　障害者福祉
八　権利擁護を支える法制度
九　刑事司法と福祉
十　社会福祉調査の基礎
十一　精神医学と精神医療
十二　現代の精神保健の課題と支援
十三　ソーシャルワークの基盤と専門職
十四　精神保健福祉の原理
十五　ソーシャルワークの理論と方法
十六　ソーシャルワークの理論と方法（専門）
十七　精神障害リハビリテーション論
十八　精神保健福祉制度論
（試験科目の免除）
第六条　社会福祉士であって、精神保健福祉士試験を受けようとする者に対しては、その申請により、前条に規定する精神保健福祉士試験の科目のうち、同条第一号から第十号まで、第十三号及び第十五号に定める科目を免除する。

五　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する病院又は診療所（精神病床を有するもの又は精神科若しくは心療内科の広告をしているものに限る。）
六　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）に規定する精神保健福祉センター
七・八　（略）
九　知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）に規定する知的障害者更生相談所（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）
十　（略）
（新設）
十一　（略）
十二　発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）に規定する発達障害者支援センター（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）
十三　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助又は共同生活援助を行うものに限る。）、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設、障害者支援施設、地域活動支援センター又は福祉ホーム（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）
十四　（略）
（精神保健福祉士試験の科目）
第五条　精神保健福祉士試験の科目は、次のとおりとする。
一　人体の構造と機能及び疾病
二　心理学理論と心理的支援
三　社会理論と社会システム
四　現代社会と福祉
五　地域福祉の理論と方法
六　社会保障
七　低所得者に対する支援と生活保護制度
八　福祉行財政と福祉計画
九　保健医療サービス
十　権利擁護と成年後見制度
十一　障害者に対する支援と障害者自立支援制度
十二　精神疾患とその治療
十三　精神保健の課題と支援
十四　精神保健福祉相談援助の基盤
十五　精神保健福祉の理論と相談援助の展開
十六　精神保健福祉に関する制度とサービス
十七　精神障害者の生活支援システム
（新設）
（試験科目の免除）
第六条　社会福祉士であって、精神保健福祉士試験を受けようとする者に対しては、その申請により、前条に規定する精神保健福祉士試験の科目のうち、同条第一号から第十一号までに定める科目を免除する。